

小冊子

—— セクシャルハラスメント（セクハラ）防止のために ——

何気ない言葉や行動によって、知らず知らずに相手を不快な気持ちにさせていることはありますか？

個人としての尊厳を不当に傷つけ、従業員のスキルアップを妨げ、職場秩序や業務の遂行を阻害するセクシャルハラスメントを決して許しません。

全従業員は、社会正義を貫く高いレベルの倫理観をもって行動の基準とする組織の一員です。したがってそれができない者は、組織の一員として当会社の事業に参画する資格はありません。

1 セクシャル・ハラスメント（セクハラ）とは

一般に「セクハラ」という言葉は、「セクシャルハラスメント（英sexual harassment、性的嫌がらせ）」の略語として、「意に反する不快な性的言動」といった意味で広く使われていますが、使う人によってそのニュアンスは様々です。職場における「セクハラ」は、男女雇用機会均等法第11条で、「職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」と規定されており、職場における性的な言動に対する他の従業員の対応等により当該従業員の労働条件に関して不利益を与えること、又は性的な言動により他の従業員の就業環境を害することを言います。

2 性的な言動とは

性的な行動とは、男女雇用機会均等法に基づく指針のなかで、文字どおり「性的な内容の発言や行動」と規定されており、当会社ではセクハラ防止規程で次の10項目を禁止行為として定めています。

- ① 容姿及び身体上の特徴に関する不必要な発言
- ② 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問
- ③ わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- ④ うわさの流布
- ⑤ 不必要な身体への接触
- ⑥ プライバシーの侵害
- ⑦ 性的な言動により、他の従業員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- ⑧ 交際・性的関係の強要
- ⑨ 性的な言動への抗議又は拒否等を行った従業員に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為
- ⑩ その他、相手方及び他の従業員に不快感を与える性的な言動

性的な言動の具体例

- * 「胸が大きいね」「女には仕事を任せられない」とか「今日は生理日か」などの不必要な発言や質問をする。
- * 職場のパソコンのディスプレイに卑猥な画像を表示する。
- * 身体への不必要な接触を行う。
- * 異性従業員を執拗に食事や飲みに誘う。
- * 性的な内容の電話をかけたたり、性的な内容の手紙、メールを送ったりする。

相手が不快な思いをし、その女性の就業環境が害される場合、又は直接的に性的な言動の相手方となった被害者に限らず、性的な言動により他の従業員が就業環境を害された場合もセクハラ行為となります。

3 セクハラ防止規程の適用範囲

セクハラ防止規程は、従業員及び派遣、アルバイト等の臨時従業員の全従業員に適用されます。

セクハラ防止規程の適用される職場とは、常勤場所のみならず、従業員が業務を遂行するすべての場所をいい、また、就業時間内に限らず、実質的に職場の延長とみなされる就業時間外の時間も含まれます。具体的には通常業務を行っている事務所をはじめ、取引先の実務所、打合せや接待に使用する飲食店、商談で訪問する顧客の自宅等、従業員が業務を行うすべての場所が職場となります。このほか、出張や研修時の宿泊施設、移動のための交通機関等も職場に含まれます。また、酒席等であっても、職場単位等で行われる歓送迎会など、半強制的な参加の下で行われる場合は、仕事の延長という性格が強いため、職場と考えます。

4 懲戒について

セクハラ防止規程においては禁止行為が認められた場合は就業規則第8編（表彰・制裁）第3章第54条及び第4章第55条に基づき懲戒処分を行うことと定められております。

禁止行為の①～⑦のいずれか又は⑩を行ったときは、訓戒、減給又は出勤停止
禁止行為①～⑦のいずれか又は⑩により数回にわたり懲戒を受けたにもかかわらず、改善の見込みがないと認められる場合、並びに禁止行為⑧又は⑨すなわち交際・性的関係の強要、性的な言動への抗議又は拒否等を行った従業員に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為に対しては諭旨解雇又は懲戒解雇を基準としています。

また、上司が、部下従業員がセクシュアルハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認した場合も懲戒解雇の対象となります。

5 セクハラは犯罪か

現在、「セクハラ」という表現を用い、犯罪としてこれを直接禁じる法律はありません。しかし、セクハラとなり得るそれぞれの行為の中で悪質なものについては、「強姦」や「強制わいせつ」はもとより、例えばそれが誹謗中傷であった場合は名誉毀損罪（刑法第 230 条）や侮辱罪（第 231 条）として、痴漢行為であれば公然わいせつ罪（第 174 条）として、わいせつな画像を常時パソコンに表示した場合はわいせつ物陳列罪（第 175 条）として刑法に抵触することになります。

また、一般に「セクハラ裁判」と言われているのは、民事訴訟により加害者等の法的責任を追求しているものであり、加害者に対しては、不法行為による損害賠償請求（民法第 709 条）、精神的損害による慰謝料請求（民法第 710 条）を行うもの、また債務不履行による損害賠償請求（民法第 415 条）、使用者責任に基づく損害賠償請求（民法第 715 条）を行うものが大半となっています。

6 セクハラ相談窓口について

当社は、個人としての尊厳を不当に傷つけ、従業員のスキルアップを妨げ、職場秩序や業務の遂行を阻害するセクシャルハラスメントを決して許さず、未然に防止するためセクハラ相談窓口を設けました。対象は正従業員、派遣従業員、パート・アルバイト等当社において働いている全従業員であり、また顧客、取引先の従業員の方等も含みます。

電話、メールでの相談も受け付けますので、一人で悩まずにご相談下さい。
また、パワーハラスメントに関しても広く相談に応じ、対処します。

相談には、公平にプライバシーを守って対応しますので安心してご相談下さい。
相談者は勿論、事実関係の確認に協力した方に不利益取り扱いは行いません。

わいせつ行為防止のために
—— 痴漢冤罪（えんざい）を回避するため ——

1 痴漢行為とは

痴漢（ちかん）とは、相手の意に反してわいせつ行為を行う者もしくは行為そのものを言います。混雑した車内において男性の手や下半身が女性に偶然触れた場合でも女性が「痴漢」と訴えれば痴漢行為となり、誰でも現行犯逮捕ができます。痴漢の具体的定義が刑法や軽犯罪法にはなく、軽犯罪法第1条第5号や刑法第176条強制わいせつ罪、猥褻物陳列罪、公然わいせつ罪、各地方公共団体の迷惑防止条例、鉄道事業者への威力業務妨害などにより処罰されます。

2 痴漢冤罪（えんざい）とは

痴漢冤罪とは、痴漢行為をしていない者が、誤認又は示談金目的などの事由で痴漢行為者として疑いをかけられ、結果として警察や司法機関により不当な処遇・処分を受けることをいいます。また、それによる社会的制裁も含まれる場合もあります。

3 痴漢冤罪の可能性

混雑した車内において男性の手や下半身が女性に偶然触れた場合でも女性が「痴漢」と訴えれば痴漢行為として処罰の対象になります。このように、女性の主観によって犯罪かそうでないかが分かれる点はセクハラと同じです。また、最近は痴漢をしていないのに逮捕される痴漢冤罪の案件も多く、また第三者や女性が意図的に痴漢被害をでっち上げ、男性に多額の示談金を要求する悪質なケースも存在します。

4 痴漢冤罪で逮捕された場合

痴漢行為の冤罪を主張し否認を続けた場合、警察・検察により長期間勾留され、容疑を認めるまで解放されません。そのため容疑者としての勾留であっても周囲には勾留＝逮捕＝有罪確定と誤認されるのが一般的です。また最終的に冤罪であると認められる事例でも裁判の判決まで1～2年を要し、この期間は社会的および個人的な不利益を被ることは勿論、本人に限らず、家族が重い鬱病になった事例や、離婚に追い込まれた事例もあります。仮に冤罪であることが明白になっても社会的信頼を完全に失うばかりでなく、冤罪に伴う失職など生活基盤を脅かされても補償はされないのが実情で、冤罪加害者への賠償請求は通りません。

5 痴漢冤罪を回避するために

特に男性の場合、満員電車では周囲の乗客に押され、不可抗力的に周囲の女性にぶつかり、痴漢と誤認される恐れがあります。そのため、乗車の際に女性のいる場所を避けるとか、車内では手を下げずに書籍などを手にしたり、つり革またはつり革の上の棒を両手でつかむなどして、常に回りの人間に加害者になりえないことをアピールするなどの自衛策としての意識が必要です。

万が一加害者と指摘された場合、現場に居合わせた自分の無実を証言をしてくれる人間を確保することが必要です。また電車に乗り込むとき周りに女性のいない場所を選ぶことも賢明な方法です。誤って女性の体に手が触れてしまった場合、痴漢と間違われる場合も多いので、直ぐに自分の行動が過失である旨ははっきり言語化して説明、誤解を解く努力をすることも必要です。それは被害者本人ばかりでなく周囲の人に潔白を理解してもらうに有効な手段であり、場の雰囲気緊張を和らげさせるのに非常に有効であります。

痴漢の疑いを受けるには全くの不可抗力で手が相手の身体に触れてしまった場合と誰か第三者が実際に痴漢行為を行って、その濡れ衣を着せられてしまう場合があります。後者の場合、ヘッドフォンを装着し、音楽や読書、携帯電話の操作に熱中するなどして自分の周りで何が起こっているのか知覚出来ず、気が付いたら痴漢の犯人にされていたと言うような事例が多々見られます。電車の中では常に五感を働かせ、自分の身の回りの状況に注意を払い、的確な対応が瞬時に出来る体制を整えて不利な状況に陥れられることを未然に防ぐ努力が必要であります。

6 痴漢の誤解を受けたあとの対処について

痴漢恐喝（示談金目的のでっちあげ）の場合も、痴漢誤認の場合も、証人なしで駅員室に行けば、その時点で私人による現行犯逮捕が成立します。「間違いなのだから、きっと話せばわかってもらえるだろう」と、軽い気持ちで駅員室に行ってしまうと、いくら説明しても全く話を聞いてもらえず、たちまち警察に連行されることとなります。そのため、自分に痴漢の疑いがかけられた場合、自分の無実を証明してくれる証人の確保と身分証明書や名刺で自分の身元を明らかにし、相手の誤解を解く努力が必要です。